

## 【参考②】

### ○紀の川市行財政改革推進委員会設置要綱

平成18年9月1日

告示第111号

改正 平成27年2月25日告示第18号

#### (設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を目指し、抜本的な行財政改革を実施及び推進するため、紀の川市行財政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、行財政改革の計画の策定に関し必要な事項を調査及び審議し、市長に対し必要な助言等を行う。

2 委員会は前項に掲げるもののほか、行財政改革に係る重要事項について調査及び審議し、市長に対し必要な助言等を行う。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、行政に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (意見聴取等)

第7条 委員会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見の聴取、説明、その他必要な協力を求めることができる。

#### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

#### (雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年2月25日告示第18号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。